

日本橋とやま館 商品取扱基本方針

1 趣旨

富山の良質な食材に支えられた食文化や、専門性の高い伝統工芸を通じて、富山の日常の「上質なライフスタイル」を提供し、本県への誘客・移住、販路開拓等へとつなげることを目的に、東京・日本橋に設置した「日本橋とやま館」において取扱う商品についての基準等を定めるものであり、以下の基準等を総合的に判断し選定を行う。

2 取扱商品カテゴリー

(1) 食品

地元素材を生かし、伝統的な食文化を受け継ぐ品及び新しい感覚で開発した新商品等

<商品構成>

海産物（水産加工品等）、農産物加工品、銘菓・スイーツ、酒類、ドリンク、調味料等

(2) 工芸品等

伝統的な手仕事の技術を継承した品、新しいデザインを取り入れた品等

<商品構成>

工芸品、アート作品等

3 商品取扱条件

(1) 取扱商品の条件

① 県産品であること（県産品とは、次のア～カのうち、1つ以上を満たす品であること）。

ア 富山県内で生産、製造されている商品

イ 富山県内の事業者が生産、製造している品

ウ 富山県産素材(食品の場合)を50%以上使用している品

エ 富山県の伝統技術を使用している品(工芸品の場合)

オ 富山県出身者がデザイン、企画、制作などに関わっている品

カ 富山県をイメージさせる品・人物・風景などがモチーフになっている品

② 次の法令について遵守されていること

ア 食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化等に関する法律）、食品表示法、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法、計量法等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと

イ 商品として品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のために生産情報の記録の提出や、製造過程の衛生管理マニュアル等についての提出ができること）

ウ PL法（製造物責任法）に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること

エ 特許、新実用新案等の係争中では無い商品、あるいは係争の恐れがない商品であること

(2) 取引条件

取引の条件については、申請書の内容に基づき申請事業者と物販運営事業者間にて双方の合意に基づき決定されるものとする。

原則として、食品については買取り、工芸品（非食品）については委託販売とする。

(3) 出品事業者の条件

- ① 日本橋とやま館において県産品の販路拡大、PRによる観光客の増加など、地域資源ブランド価値向上を行う意向があること。
- ② 反社会的勢力との資本関係が無いこと、及び同勢力との取引関係が無いこと。

4 商品選定規準

次のそれぞれの項目について総合的に判断し、選定を行う。

- ① 富山県人に評価され、生活に根付いている、または使われているもの
- ② 品質面での各種基準を満たすもの
- ③ 安定供給が可能な生産体制であること
- ④ 首都圏（日本橋エリア）のターゲットに合致するもの
- ⑤ 商品が上質感のある富山の伝統・文化を感じさせるもの
- ⑥ 首都圏等での流通・販売を想定した適切な価格設定であること
- ⑦ その他本県の上質なライフスタイルを伝えるために必要なアイテムと判断されるもの

5 商品の募集に係る手順等

(1) 企業及び商品のエントリー

出品希望者は日本橋とやま館ホームページに設置されたエントリー受付ページから企業情報及び商品情報のエントリーを行うものとする。

なお、ホームページからのエントリーが困難な場合は、日本橋とやま館ホームページから企業情報及び商品情報のエントリーシート（様式）をダウンロードし、エントリー受付窓口までメール等により提出するものとする。

(2) 選定方法

- ① エントリーのあった商品のうち、取扱商品の条件を満たしている商品について、定期的
に開催する商品選定会議（富山県、日本橋とやま館、外部専門家で構成）において、商品
選定基準の項目毎に審査し、採用候補商品を選定し、選定の都度、結果を通知する。
- ② 商品の入れ替えや棚替え等の際、採用候補商品の中から出品商品を選定するが、売り場
面積の制約から、全ての商品を出品することができないため、出品までに時間を要する場
合があるほか、取引条件の協議等の結果、出品に至らない場合がある。
- ③ 商品選定会議を経ては取扱時期を逸してしまうなどの緊急性や話題性の高い季節商
品やスポット商品の出品申込があった場合は、日本橋とやま館と物販運営事業者による協
議のうえ選定することができるものとする。

上記の手続きを経て選定した商品を継続して取り扱う場合は、次回の商品選定会議に報
告し、承認を得るものとする。

6 その他

- (1) エントリー情報等については、富山県、日本橋とやま館及び物販運営事業者等が行う富山
新首都圏情報発信拠点での販売や、販路開拓、商品開発改良等のために利用するものとし、
その他の目的では使用しない。
- (2) 本基本方針に定めのない項目については、出品事業者と日本橋とやま館が協議のうえ、決
定するものとする。